

みよし市特産品シールの使用に関する要綱を次のように定める。

令和元年6月4日

みよし市長 小野田 賢 治

## みよし市特産品シールの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地産地消事業の一環として、みよし市特産品シール（以下「特産品シール」という。）をみよし市産の農産物に貼付することにより、他産地との差別化を図り、みよし市の特産品であることをPRすることで特産品の認知度の向上及びブランド化による消費の拡大並びにそれらに伴う生産農家の生産意欲の向上を目指すことを目的とする。

### (デザイン等)

第2条 特産品シールのデザイン、縦・横の比率、色等は、市長が別に定める。

2 特産品シールのデザイン等は改変して使用することはできない。

### (使用者)

第3条 特産品シールを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) みよし市内で次条各号に掲げる農産物を生産している生産農家
- (2) その他市長が適当と認めた者

### (使用の範囲)

第4条 特産品シールは、次の各号のいずれかに該当する農産物に使用することができる。

- (1) みよし市内で生産された農産物のうち、市長が別に指定したもの
- (2) その他市長が適当と認めた農産物

### (特産品シールの交付)

第5条 市長は、使用者の求めに応じて、必要な枚数の特産品シールを交付するものとする。

### (使用制限)

第6条 特産品シールは、次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき。
- (2) その他市長が不適当と認めたとき。

### (使用料)

第7条 特産品シールの使用料は、無料とする。

### (事故・苦情等の処理)

第8条 特産品シールを使用した農産物に関する事故、苦情等（以下「事故等」という）が発生した場合は、使用者が誠意を持ち使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等について、みよし市はその責を負わないものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、使用者に対し特産品シールの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(使用の中止)

第10条

市長は、前条の報告又は調査により特産品シールの使用が適切でないと認めるときは、使用を中止させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。